

第3回 藤沢市地域福祉計画推進委員会 議 事 要 旨

1. 日 時 2017年（平成29年）10月30日（月）9時30分～12時00分

2. 会 場 湘南NDビル6階 6-1会議室

3. 出席者

（1）委員=21名

石渡 和実、北島 令司、田場川善雄、市川 勤、片山 芳子、椎野 幸一、
倉持 康雄、川原田 武、石井 康子、松永 文和、西山 千秋、堀口 陽子、
種田多化子、越川 玲子、戸高 洋充

（欠席）

木村 依子、松本 喜夫、南部 久子、山下 孝夫、三觜由見子、川辺 克郎

（2）事務局=16名

福祉健康部長：片山部長

福祉健康総務課：蓑原参事、日原主幹

介護保険課：寺田参事

障がい福祉課：安孫子参事、佐藤

市民自治推進課：宮原参事

地域包括ケアシステム推進室：平井室長、三ツ井主幹、内田主幹、齊藤補佐、一瀬、糊澤
小野

生活援護課：矢田所長

（欠席）

子育て企画課：福岡参事

（3）傍聴者=0人

4. 議 題

(1) 藤沢市地域福祉計画2020の中間見直しにかかる中間案について

①中間案の策定に向けた第2回推進委員会終了後の動きについて

②中間案の内容について

- ・計画全体の章立てについて
- ・第1章について
- ・第2章について
- ・第3章について
- ・資料編について

③今後の流れについて

5. 配布資料

資料1	第2回委員会終了後の動き
資料2	(仮称)藤沢市地域福祉計画2020中間見直し版<中間案>
資料3	章立てに係る新旧対照表
資料4	計画の体系図に係る新旧対照表
資料5	第3回推進委員会以降の流れ

6. 開会

(1) あいさつ

事務局： おはようございます。これより第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会を開催させていただきます。まだお2人お見えになっていないのですが、欠席のご連絡を受けていないので、後ほど来られるかと思っています。それでは開催にあたりまして、片山福祉健康部長からご挨拶をいただきます。

片山部長： 皆さんおはようございます。お忙しい中、早朝より会議に出席いただきましてありがとうございます。今日はお天気が回復していい感じなのですが、週末になると、このところ大荒れの天気で、台風も2週連続ということですから我々も大変な思いはしているのですが、何より、各地区で、地域の中でいろいろな取り組み、さまざまなイベントとか行事がこの時期は目白押しということで、本当に地域の方々が練りに練っていろいろと準備を重ねてきたものが、規模が縮小されてしまったり、あるいは中止に追い込まれたりということで、地域の方々にとっては本当に辛い週末が続いているという感じがいたします。

そんな中、一昨日、湘南台の市民シアターで、地域包括ケアシステム、あるいは地域共生社会の実現に向けたということでシンポジウムをさせていただきました。また同じ日にちょうど、市川委員がいらっしやっていますが、長後地区でも

同じようにシンポジウムということで、重なってしまったということがあったのですが、湘南台のほうのシンポジウムは、地域共生社会の実現に向けた取り組み、私も地域力強化検討会に参加させていただいておりましたけれども、その関係もありまして、厚労省の生活困窮者自立支援室長を講師として講演者としてお呼びさせていただきまして、あるいは各分野の方々と専門機関の方々がご相談いただいで行うご意見ディスカッションをしていただきました。特に地域とのつながりということ、各専門機関も地域といかにつながっていくか、それから各専門機関同士がいかにつながるかということが非常に重要だということを確認しあった、そんなようなシンポジウムでした。

そういうことで、その一番基盤になるような計画、今般、社会福祉法も改正になりますようにこの地域福祉計画というものが非常に重要な位置づけになってまいります。その推進委員会ということで、今、皆様方をお願いをして、ほぼ中間的な案ができあがっているという状況でございます。そういった意味では皆様方、関係者の方々が参加してこういう計画を作っていくというのが現在不可欠と思いますので、今日も限られた時間ではございますが、ぜひ活発なご意見、ご議論をいただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局： ありがとうございます。それでは続きまして、本日は欠席委員も数名おまして、あと資料の確認も含めまして、事務局のほうからお知らせをさせていただきます。

(2) 資料の確認

事務局： それでは始めに欠席確認をさせていただきます。本日は次第の裏側の席次表の記載しております、木村委員、松本委員、南部委員、山下委員からご連絡をいただいております、その他に川辺委員、三觜委員、そして事務局の子育て企画課の福岡参事からも欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

始めに次第です。裏側に席次表の入っているものです。こちら1点修正がございます。上側で、「平成29年度第3回藤沢型地域包括ケアシステム推進会議」となっております、申し訳ありません。こちらは地域福祉計画推進委員会となります。

他に、事前送付させていただいた資料といたしまして、資料1から5という形で、資料1「第2回推進委員会終了後の動き」、資料2「(仮称)藤沢市地域福祉計画2020中間見直し版<中間案>」の冊子、資料3と4がA3版のものです。資料3が「地域福祉計画 章立てに係る新旧対照表」、資料4が計画の体系図の見直し前と見直し後のものです。そして資料5が「第3回推進委員会以降の流れ」という資料です。ここまでが事前送付させていただいているものでして、本日配付したものが2つございまして、1つが参考と記載させていただいております、

パブリックコメントの実施案と書いてあるものです。もう1つが、前回計画推進委員会の議事要旨という形で本日その2点を配付させていただいています。議事要旨につきましては、一度ご確認をいただきまして、何かございましたら大体1週間以内に事務局までご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。また、本日お車等でいらっしゃる方につきましては駐車券を事務局まで、終了後にお預けいただければと思います。最後に、本日の会議、議事記録作成のために録音をさせていただいておりますので、そちらはご了承いただければと思います。事務連絡は以上です。

事務局： 資料のほうは大丈夫ですか。それでは議事のほうに移らせていただきます。進行につきましては石渡委員長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

7. 議事概要

○藤沢市地域福祉計画2020の中間見直しにかかる中間案について

①中間案の策定に向けた第2回推進委員会終了後の動きについて

石渡委員長：おはようございます。本当に久しぶりに青空が見えたという感じですが、週末、いろいろ大変な中、事務局、シンポジウム等も含めてありがとうございました。議事に入らせていただきますが、最初に、「藤沢市地域福祉計画2020の中間見直しにかかる中間案について」、という長い議題ですけれども、この資料をまとめるにあたって本当に事務局はいろいろ苦勞していただきましたが、まずそのご苦勞についてご報告等をいただくこととなりますが、「①中間案策定に向けた第2回推進委員会終了後の動きについて」ということをご説明をお願いいたします。

事務局：皆様おはようございます。地域包括ケアシステム推進室の一瀬と申します。よろしく願いいたします。

では、私のほうから、右上に「資料1」とございます、「第2回推進委員会終了後の動き」というA4版資料1枚を使用してお説明させていただきます。では、着座にてご説明させていただきます。

この推進委員会につきましては7月28日金曜日に第2回を開催させていただきました。その中において皆様に骨子案をご提示させていただいたところがございます。その際少し資料等の不手際がございまして、議事の進行にあたり大変ご迷惑をおかけしたこと、改めてお詫びさせていただきます。

その第2回推進委員会終了後の動きをこの中でざっとご説明させていただきます。

7月28日金曜日、第2回推進委員会終了後、8月上旬から下旬にかけて第2回推進委員会が出されたご意見を踏まえて、事務局のほうで骨子案を大幅に修正させていただきました。その間、株式会社サーベイリサーチセンター担当者と骨子案の調整を行いまして、9月7日に、各委員の皆様に対して事務局で修正さ

せていただいた骨子案の確認に対するご依頼をさせていただいたところでございます。それを9月21日締め切りとさせていただきまして、皆様には本当にたくさんのご意見をいただいたところでございます。改めてありがとうございます。その後9月22日までに皆様からいただいたご意見を、コンサルティング会社のサーベイリサーチさんと調整を進め、新たな骨子案をつくってきたところでございます。その後、9月27日そして10月3日に事務局のほうで修正した骨子案を石渡委員長、並びに北島副委員長に、内容をご確認いただく作業を1回させていただきました。その後、10月5日に修正した骨子案を皆様に送付させていただきました。その骨子案を踏まえて中間案の作成に事務局は入ってまいりました。その後、骨子案について大きく肉付けをしたものが、今回皆様にお示しをさせていただく中間案となるものがございます。10月16日、中間案の内容の確認・修正を、第3回の藤沢市の庁内連絡会議にかけさせていただき、そこでいただいたご意見を踏まえ、今日、10月30日に、皆様のほうに中間案の確認、本日、ご意見等をいただく予定で進めてきているところでございます。そういった経過を踏まえたものが、右肩に「資料2」とございます「(仮称)藤沢市地域福祉計画2020 中間見直し版」となります。この概要につきましては、現在、事務局のほうでも、再度、文章の内容、文言等チェックを進めているところでございます。まだまだ現段階におきましても、記載のミスとか、数字の間違い等も発見しております。ですので、本日、章立てごとに細かくご説明はさせていただきますが、本日皆様からのご意見の内容を踏まえて、また中間案の見直し、さらには最終案に向けて策定を続けてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、続いて担当のほうから中間案の内容について、章立てごとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

②中間案の内容について

・計画全体の章立てについて

事務局：皆様、おはようございます。地域包括ケアシステム推進室の棚澤と申します。

私からは今回、中間案の中身、併せて章立てについてご説明させていただければと思います。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それではまず、章立てについてご説明させていただきます。ここからの流れなのですけれども、まず、こちらから章立てについて、どのように章立てを構成したかということ資料3に即してご説明させていただきます。そちらについて、まずご意見をいただければと思います。その後、資料2と書いてある中間案本編につきまして、こちらで第1章の説明をさせていただきます。ご意見をいただく、第2章を説明させていただきます。ご意見をいただくという形で、まとめてではなくて、章ごとにご説明させていただいた後に細かくご意見をいただくという流れでお願いさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

では早速ですが、まず資料3に即して章立てについてご説明させていただきます。A3の資料3をご確認ください。こちらの資料につきましては、新旧の章立ての対照表となっております。まず左側、こちらが中間見直し前の現行計画の章立て、右側に記載がございますのが、今回、皆様からご意見をいただいた中で修正させていただいた、今回の中間案の章立てとなっております。まずこちらの章立てを作成するにあたりまして、皆様からいろいろなご意見をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。この章立ての中で、前回の委員会、または皆様からご郵送いただいたご意見の中で特に多かったのが、メインの章まで行くのに非常に時間が掛かり過ぎる、最初に一番伝えたいことがあるほうが初めて見る方についても、確認がしやすいのではないかと多くご意見がございました。そちらにつきましては、事務局としても確かにその通りだなというところが多々ございましたので、そういったご意見を反映させていただいた形となっております。その点を踏まえまして、今回、まず右側の第1章としましては、「計画の基本構造」ということで、ここはどういった計画か、また、中間見直しにおいてどういう視点で行ったか、そういう点を記載させていただいております。

第1章の1番、「地域福祉計画とは」ということで、こちらが主に、福祉計画はどういったものかということをご説明させていただきまして、続いて2番、「計画の見直しにあたって」こちらが今回の中間見直しにあたって非常に大きな点かなと思うのですが、中間見直しの視点、どのような点を考慮して中間見直しを行ったかについて記載させていただいております。こちらにつきましては、始めに記載することによりどのような視点で中間見直しを行ったかということをご理解いただいた上で、以降の章を確認いただけるのではないかとということで、前半に持ってきた形となっております。この中では、国の動きや、先ほど片山部長からお話のございました地域共生社会のこと、また、藤沢市で行っている藤沢型の話だったり、また、アンケートのことですね、前回、昨年度、アンケート調査をさせていただいたのですが、こちらについてもなかなか反映ができていないというご意見が多々ございました。実情も実際そういった形がございましたので、ここにアンケート結果等も反映させていただいた形となっております。そこから、3・4・5・6・7という形で、こちらは概ね変更はないのですが、「目指すべき姿」「基本目標」「推進するための考え方」「圏域のとらえ方」最後に「各主体の役割」という形で、ここをまず第1章という形で、今回は位置付けさせていただきました。

続きまして、第2章、こちらは計画の基本的な方向ということで、こちらが地域福祉を推進するにあたり重要な、メインの章となっております。現行計画では第5章に位置付けられていたのですけれど、そこまで行くのに時間が掛かってしまって、メインのところなかなか伝えきれていないといったご意見がございましたので、今回は前半に、第1章の次に持ってきた形となっております。こちらの詳細につきましても、後ほど説明をさせていただくのですが、この中で大きく

変えた点が2つございます。まず1つ目が、アンケート結果です。冒頭でもご説明させていただいたアンケート結果について、それぞれの基本目標の中にも反映させていただいたというのが1点、2点目が基本目標3、こちらが今回中間見直しにあたりまして、大きな視点となる社会福祉法の改定の視点を盛り込んだ箇所、こちらを基本目標3として、今回記載させていただいております。詳細については後ほどご説明させていただきます。

続きまして第3章ということで、地域福祉計画の進行管理、こちらは進行管理の方法、進行管理の体制について記載させていただいております。ここまでが本編という形で位置付けさせていただいております。残りを資料編という形にさせていただいております。こちらは最も伝えたいところまで本編にすることによって、初めて見る方もどこを見ればいいのかということが明確になるのではないかとというところも踏まえ、以下を資料編と位置付けさせていただいております。

資料編につきましては、まず1に「藤沢市の現状」2に「行政区域の状況」3に「地域福祉に関する市民や団体等の状況」、裏面にお移りいただきまして、4番目には「計画の策定にあたって」ということで、今後のパブリックコメントであったり、ちょうど冒頭でお話があったシンポジウムの件、また、5番ではパブリックコメントの実施の結果、6番で本委員会の件、7番計画策定の経過、8番で、こちらは新たに記載したところになるのですが、「藤沢型地域包括ケアシステムに関する経過等」ということで、今回の地域福祉計画を策定するにあたり、藤沢市として現在推進しております藤沢型地域包括ケアシステム、こちらの視点が非常に重要になってくるところもございますので、今年度の6月市議会で報告させていただきました資料を参考に8番を構成させていただいております。そして最後に9番、用語解説という形で、今回の章立てを位置付けさせていただいております。章立ての説明については以上になります。中身の詳細につきましては、後ほど1章ごとにまたご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

石渡委員長：前回からの皆様のご意見も踏まえて、かなり大きな変更をしていただいたということで説明をいただきましたが、この章立ての変更等について、ご意見がごありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いたします。

事務局が苦勞をして新しい章立てにしてくださいましたので、委員の皆様、大體納得されているという雰囲気ですので、それではこの章立ての変更についてはご了解をいただいて、それぞれの章についてご説明をいただきます。中間案の、では第1章についてのご説明、事務局お願いたします。

・第1章について

事務局：続きまして、中間案についてご説明させていただきます。こちらの冊子になっている資料2をご準備ください。こちらが「中間見直し版中間案」となっております。

では、まず第1章についてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。3ページ、一番上、1番「地域福祉計画とは」ということで、最初に3ページ、4ページ、5ページ、こちらには地域福祉計画がどういったものかということを中心に記載させていただいております。1つ1つを説明させていただくと、どうしても時間がかかってしまいますので、大きな点、大きな修正点について、まずご説明させていただければと思います。

もう1枚おめくりいただき、5ページをご覧ください。5ページは、「(3)計画の位置づけ」、こちらは地域福祉計画がどういった位置付けのものかということを中心に記載させていただいております。こちらにつきまして、前回の案ですと、県の地域福祉支援計画であったりとか、社協の活動計画についてどういうふうに整合性を取るというご説明を口頭ではさせていただいたのですが、こちらの計画の中に記載がございませんでしたので、今回はまずリード文の一番下「また、」から始まるところに「支援計画と活動計画の整合を図ります」という形でまず文章で記載させていただいたという点、またその下の図、この中で右上に、神奈川県地域福祉支援計画、また藤沢市地域福祉活動計画としっかりと連携をとる、整合性を図る、そういった旨を矢印で記載させていただいている形となっております。こちらは委員の皆様から複数ご意見をいただいた点でございまして、事務局としても不足していたところだと認識はさせていただいておりますので、今回記載させていただいた形となっております。

続きまして、もう1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。

6ページは、今回見直しにあたって大きな修正点になっております。2番「計画の見直しにあたって」、こちらが全部で4つ、(1)から(4)までございまして、どういった視点で見直しを行ったかということを中心に記載させていただいております。

まず(1)、こちらは「国の動きと推進課題」ということで、こちらは国が今どういった動きをしているのか、また、先ほどもご説明させていただきました、地域共生社会を目指していますということ(1)に記載させていただきまして、(2)で地域共生社会に向けた法改正ということで、今回、福祉計画でも大きく影響が出ております社会福祉法の改正について記載をさせていただいている形となっております。また、(2)の下にトピックスということで、「地域共生社会とは?」、また「地域生活課題とは?」ということで、この中で非常に重要な文言、初見だとなかなか中身がわからない、そういった文言につきましては、随所にこういった形でトピックスということを設けさせていただきまして、1つ1つ文言を説明させていただいている形となっております。

次のページから、8ページ、9ページにつきましては、現在の国の動きを図としてご説明させていただいている箇所となっております。もう1枚おめくりいただきまして、10ページ、11ページ、こちらが藤沢市の推進課題ということで記載させていただいております。まず①に「本市の人口構造」ということで現状、

②で「地域福祉に寄与する藤沢市の取組」ということで、どのような取り組みをしたかということをも簡潔に記載させていただいております。そして、最後に、先ほどもご説明させていただきました藤沢型地域包括ケアシステム、福祉計画とも非常に関連のあるものになっていますので、現在本市が進めることということで記載をさせていただいております。この中で、11ページの下に、図の、3つの基本理念ということで藤沢型がどういったものかということをも、文章ではなかなかわかりづらいのではないかとのご意見も委員の皆様からございますので、そういった点を踏まえて、こういった図でも、また、基本理念をあえて記載することにより、後半の資料編には詳細の記載はあるのですがそこには行かずとも、ここを見ればどういったものかということがある程度確認をとれるような形として構成させていただきました。

続きまして、もう1枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページ、こちらにつきましては「市民や活動団体の意識・意向と課題」ということで、主に、アンケート調査結果、昨年度のアンケート調査についてまとめさせていただいたものとなっております。こちらにつきましては、修正が2箇所ございます。①番の上から2行目、カッコで「主な調査結果はP67からP65、調査概要はP56を参照」とあるのですが、申し訳ございません、こちらはP56からP65、調査概要はP67ということで、67と56が逆になってしまっておりますので、大変お手数ですが、ご修正の程お願いいたします。併せて、下の②番、「『団体等ヒアリング調査』結果からの整理」の上から2行目、同様にカッコ書きのところで「P67からP65、調査概要はP56」となっておりますが、こちらにも「P56からP65、調査概要につきましてはP68」という形で大変お手数ですがご修正いただければと思います。

こちらにつきましては、前回のアンケートの調査結果についてまとめさせていただいたページとなっております。こういったアンケートだったかという詳細につきましては資料編に記載があるのですが、そこに行かず、ここでもこういった点、こういったところを踏まえた中で中間見直しを行ったかということも記載させていただいている形となっております。

14ページ以降につきましては、目指すべき姿であったり、基本目標という形で特に修正はないところとなっておりますが、最後に1点だけ、大きく修正させていただいた点がございます。そちらが、16ページ、5番の「地域福祉を推進するための考え方」です。こちらの下に図「地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性」ということで、当初は文章だけのご説明しかございませんでしたが、それではなかなかこういった位置付けなのかわかりづらいというところもございましたので、敢えて図で、また、図の中で文章もという形で記載することによりまして、例えば老人クラブさんや障がい福祉団体さん、ボランティア団体さんにつきましては、自助でもあり互助でもあるという点もございまして、間に位置する、こういった点もこちらで見える化できるかなということもございました。

ので、今回は図として記載させていただいた形となっております。最後に、17ページ、18ページ、19ページにつきましては、特に大きな修正点はございませんので、またご確認いただければと思います。第1章の説明については以上になりますので、ご意見のほどよろしくお願いいたします。

石渡委員長：簡潔にポイントをご説明いただきありがとうございました。かなり皆様のご意見を整理していただけたかなと思いますけれども、今、第1章の説明について何かお気づきの委員の方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

椎野委員どうぞ。

椎野委員：すごくわかりやすくなった、理解しやすいようになったかなというふうに、今思っています。

12ページ、13ページのアンケートなのですけれど、アンケートの結果、大きく捉えているものと、個別的に、地域別に課題だとか問題を、そういう分析をしているかと思うのですね。ですから、なるべくクロス的に見てどうなの、というほうが、地域で取り組む、地域環境によって取り組む方が、これは基本にしているのだけれど内容が少しずつ違っているのではないかなと思うのです。だから、クロス分析のしかたが大事ではないかなと私は思うのです。だから今までのクロス的に見た分析と、また、プラス今度の見直し後にとるアンケートは、クロス部分を少し増やしたらどうかなというふうに思っております。いかがでしょう。

石渡委員長：椎野委員、ありがとうございました。椎野委員のおっしゃるこのクロスというのは、主にこの13地区なんかにポイントを置いて、ということですね。

椎野委員：そうです。

石渡委員長：はい、そういうご意見をいただきましたが、もうお1方ぐらい何かご質問とかご意見があれば、お聞きしてから。では、松永委員、お願いいたします

松永委員：内容的にはすごく整理されてまとまっているなという印象です。事務局の方々はずごく苦労されたなというふうに思います。

私のほうからは2点あります。この内容に直接繋がらないかもしれませんが、ページ数でいうと4ページ、5ページのところになります。すごくここもまとまっているなという印象で、ただ、見ていく中で、特に4ページの、次期で地域福祉計画を2020年度というところで、平成32年度に揃えたというところでは、行政の各対象別の計画も揃っていると。そして、藤沢市社協の地域福祉活動計画も揃っているというところなんです。ここの中ではそこまでしか読み取れないのですが、要は、行政の中での各計画と社協の地域福祉活動計画が、時期が揃っているというところをどう読み取るか、どういう連携がとれているのかというところが重要かなと思います。神奈川県内でいうと、今、9箇所、全体の1/3は、社協と行政が一体化で計画を進めているということです。相模原などでは、計画は別々だけれど、行政と社協の計画の表紙の部分が、揃えると虹のような形で繋がっているという、表紙だけの問題でなくて、中身の部分もかなり共有しながら個別に計画をつくっているという状況なのです。なので、計画の期間を2020年に揃えたと

いうところ、そして行政の中での一体的な動きと、詳細な社協との計画の共有、連動というところを、文章なりで補足、強調していただくほうがいいのではないかなという印象が1つあります。

そして、これは情報提供で、行政のほうではもう把握されているかと思いますが、5ページのところの、先ほど言われていた県の地域福祉支援計画と、ということで、計画の位置づけの「また、」以降のところですが、「我が事丸ごと」の報告書を受けた後に、国のほうでは地域福祉支援計画のガイドラインをつくるということで、当初予定は秋という話でしたが、ずれ込んで冬になるのではないかとということで情報収集をしているところです。ただ、それを受けてということで、神奈川県支援計画のほうでは、特段、ガイドライン的なものをつくる予定ではないということがありますので、市の計画であれば、県計画もしくは県の動きとの調整というところがあるかと思いますが、そのような動きの中で、国から出てくるガイドラインというのも少し意識しながら、事業はこちらのほう为先になるかもしませんが調整が必要になってくるのだらうなというふうに思います。

石渡委員長：松永委員、情報提供と大事なご指摘をいただきましたが、他に、第1章の関連でお気づきのことがおありの委員の方いらっしゃいますか。

それでは、今お二人から出たご意見について、事務局でお答えいただける方お願いいたします

事務局： 包括ケアシステム推進室の一瀬でございます。今、椎野委員と松永委員、ご意見等ありがとうございます。

まず最初にご意見いただきました椎野委員のところ、12ページ、13ページの部分です。これにつきましては、後半の資料編のほうで、地域福祉計画におけるアンケート調査の、13地区別のデータがポツポツと出てくるところではありますが、12ページ、13ページにはなかなかそこは読み取れない部分もございますので、可能な限りこの文章中に、例えば13地区別の特性が表れた調査結果ですとか、あるいはそのカラーを少し文章中に落とし込めるような形で今後工夫して修正してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、松永委員のほうからご指摘、情報提供いただきました2点についてですが、まず4ページの計画の期間のところ、2021年度、平成33年度以降のことは空白になっているところがありますが、今後、藤沢市の地域福祉計画、そして社会福祉協議会がつくられている藤沢市地域福祉活動計画、地域づくりにおきましては、今、社協とも両輪となりまして連携をとらせていただいて、同じ方向を見て取り組みを進めさせていただいているところですので、これから先の地域福祉計画、地域福祉活動計画が両輪となってしっかり整合性を持って取り組むという部分では、もう少し一体的になるような、見やすいような表現で今後修正していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、右側の5ページの部分ですが、国のガイドラインが今後秋から冬にかけて出てくるというのは事務局としても情報は承知しているところです。それが、

地域福祉支援計画に関するところの、あるいは市町村の地域福祉計画の部分、どこまで踏み込んだ内容が出てくるというのは今後注視しながら、もちろん市町村の地域福祉計画の中に前向きに取り入れたものがあるというところであれば、そういう内容を踏まえて改定を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

石渡委員長：ありがとうございます。今お2人のご意見についてコメントをいただきましたがよろしいでしょうか。

片山部長：補足をさせてください。社協の活動計画の関係で、今日は倉持委員がいらっしやっていますが、年度を揃えた背景にはこれはいずれ一体化させようという意図が実はあります。どこまで申し上げることができるかというのはあるのですが、その辺の一体化を目指すというようなことを、5ページの文章のところ、整合を図るというだけではなくて、もちろん倉持委員のご意見もいただきたいところですが、市としてはそう書いていきたいという思いが1つあるのです。

それからもう1つ、地域福祉計画のガイドラインとの関係です。実は、地域力強化検討会の最終とりまとめが出て、それがほぼエッセンスとなってガイドラインをつくっていくという形に、たぶんなっていくと思うのです。正直に申し上げると、法改正そのものの施行が来年なわけなのです。そこに先駆けて、少し勇み足ということではないですが、他に先駆けて、藤沢としては国の中で一緒にそこに関わらせていただいていることもあります。ほぼ来年、年が明けた頃にガイドラインが最終的に固まったときに、その後につくる計画と藤沢の計画が果たしてどうかということはあるのですが、おそらく全国的にも考え方を取り入れている、今の国の動きを取り入れた計画としては、藤沢はやはりトップランナーになっていくのだろうという思いの中で、今回はかなり前倒し的に計画を立てているということは正直ございますので、よろしくお願い致します。

石渡委員長：補足ありがとうございます。やはり藤沢独自の蓄積があるので、いろいろなところに先んじてというのは是非示していただけたらと思います。倉持委員、社協として何かございますか。

倉持委員：この4ページの図からはちょっと読み取れないのですが、藤沢市の地域福祉活動計画、下から2番目の計画につきましては2016年度からの見直しになっております。本来6年計画をつくる予定だったのですが、わざわざ5年で切って、市の2020計画と終わりの時期を合わせた経過があります。これは、今、松永委員や片山部長のほうからお話がありました通り、2021年度からの計画については、どういう計画になるかわかりませんが、市の計画とさらに一体的な計画にしていきたいという、そういう思惑でございます。

石渡委員長：ありがとうございます。そういう経過もあったということですね。

西山委員：質問なのですが、16ページの図があります、地域福祉におけるという。これはすごく重要だと思うのですが、市の社会福祉協議会って公助なのですか。なぜかという、すごく市の社会福祉協議会も地区もそうなのですが、委員会ができて

住民中心にやっていくとすれば、1つのものすごい社会資源だと思うのです。これは、私は行政ではなくて、もっと共助とか互助とか自助とか、もっと絡まる位置付けだと思っているし、もっと今後そうあるべきだと思っているのですが、どうなのでしょう。だから市の地域福祉計画と合わせて民間がつくと私は理解していたのですが、社会福祉協議会というのは行政、公助なのでしょう。もし認識が違ったら教えてください。

石渡委員長：倉持委員、補足しますか。

倉持委員：ご指摘の通り、市区町村の社会福祉協議会は民間の組織ですので、公助というのは厳格には当てはまらないかなというふうに思います。ただ、どちらの市区町村の社会福祉協議会もそうだと思うのですが、行政側の委託とか、あるいは補助事業ですとかというのをかなりの割合でやっておりますので、事業の中身を見ますと公助の仕事もやっているという性格が半分ございます。ただ基本的には民間の活動者の集まりが協議会ですので、ご意見の通りだなというふうに思います。誤解を受けないように16ページの表記のしかたを市の事務局のほうで検討していただければと思います。

石渡委員長：ということで、ちょっとまた工夫をしていただくということでお願いします。それでは第2章のほうに移らせていただいてよろしいでしょうか。

2章についてのご説明を事務局お願いいたします

・第2章について

事務局：続きまして、第2章についてご説明させていただきます。

まず22ページをおめくりいただければと思います。今回第2章の「計画の基本的な方向」ということで、こちらが今回メインになっていくのではないかと認識している章でございます。まず、体系図です。こちらにつきましてはA3版の資料4をご確認いただければと思うのですが、資料4につきましては22ページ、23ページでございます計画の体系図の新旧対照表となっております。上段が現行の計画の体系図、下段が、今回22ページ、23ページに記載されている見直し後の体系図という形で記載させていただいております。この中で、中身の詳細は後ほどご説明させていただきますのですけれども、大きく変更のあった箇所といたしましては、まず、基本目標3です。「誰もが安心して暮らせるしくみづくり」ということで、元々は3-①から3-③まで相談支援ネットワークであったり、包括ケア、また、福祉サービスを必要とする人への自立支援・生活支援いうところではございましたが、今回は改正社会福祉法の106条の3、こちらを踏まえた中で、3-①から3-③を記載させていただいております。文言が変わっているのですが、その視点がゼロになったかというわけではなく、しっかりその中に盛り込んでいる形になっていまして、施策の展開の一番右側に①から⑤という形で記載があると思うのですが、こちら、上段が1から25まで順番に上から記載がございまして、下段にいきますと順番はバラバラになっているのですが、この部分がどこに位置付け

られているかということに記載させていただいている形となっております。この中で、数字が抜けているところというのはない形とさせていただいておりますので、しっかりと前回のものを踏襲しているということで、事務局としては作成させていただいた形となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、引き続きこの中身についてご説明させていただきます。

資料2の本編に戻っていただきまして、24ページをお開きください。こちらが2番、「施策の方向性及び施策の展開」ということで、そちらの基本目標の1、「地域に関心を持ち、行動できる人材づくり」の(1)「地域福祉の普及・啓発」、そこから全て記載がある形となっております。(1)から全て説明してしまうと、先ほどと同様にどうしても時間がかかってしまうので、今回も大きく変えた点についてご説明させていただければと思います。

では、まずこの中の構成について変更させていただいた点がございましたのでご説明申し上げます。

まず(1)の下段でございます「施策の方向性」につきましては、文言の多少の修正はございますが、概ね前回と同様となっております。

その後の現状と課題、ここを大きく変えておりまして、まず「中間見直し前」から始まる上段ですが、こちらが3年間の評価を記載している形となっております。この3年間でどういったことができたか、また、どういった課題があったかということ、簡潔に記載させていただいた形となっております。その下、「また」から始まるところから下のグラフまで、ここが先ほどもご説明申し上げました、昨年度のアンケート結果の内容を踏まえた中で、ではどういったことが課題なのか、どういった現状にあるのかということに記載させていただいております。この2点を踏まえた中で、右側25ページの上段でございます施策の展開の①②という形で今回は構成させていただいている次第でございます。この施策の展開につきましても、多少の修正はポツポツとございますが、大きな修正は(1)ではございませんので、説明のほうは省略させていただきます。その中で、今回の2番の「計画の基本的な方向」で大きく変えた点につきましては、まず29ページをおめくりいただければと思います。29ページ、こちらが基本目標2の「お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり」の(1)、「福祉団体等の活動促進」その記載となっております。その中で29ページ施策の展開の③、「福祉団体等の促進の連携」ということで、こちらの施策の展開については新たに今回記載した形となっております。こちらの追加、①と②につきましては「団体に対する支援」ということを記載させていただいたのですが、実際、行政からの支援も重要ではあるのですが、団体間の連携も団体活動をする上で非常に重要であり、また、そういった支援を行政として行えば、団体間の連携をとりながら相互で向上しながらやっていけるのではないかというご意見がございましたので、今回は新たに「福祉団体等の連携の促進」、という施策の展開を③番として記載させていただいた形となっております。

それ以降は特に修正は大きなところはないのですけれど、もう1つ修正しているところがございます、33ページをおめくりください。

ここは先ほどから説明が重複になるのですけれども、基本目標の3番「誰もが安心して暮らせるしくみづくり」ということで、この基本目標3番につきましても、改正社会福祉法の106条の3の第1項を踏まえた形の記載となっております。こちらを敢えて基本目標3番に位置させた理由としましては、しっかりと見直しの視点がわかるように、当然、基本目標1番から2番につきましても社会福祉法の改正の視点というのは当然あるということは認識しているのですが、敢えて基本目標3で1つ1つ謳うことによりまして、しっかりと位置付けさせていく、そういった点がわかるような形で構成させていただいております。まず(1)としては、「住民等による支えあい活動の促進」ということで、106条の3第1項の第1号に係る取り組みという形で記載させていただいております。では、106条の3第1項1号とはどういったものなのか、それがわかるように、33ページ一番下のトピックスに、「社会福祉法第106条の3第1項第1号とは？」という形で、この法律がどういったものか、第1号がどういったものかということに記載させていただいている形となっております。

もう1枚おめくりいただきまして、アンケート結果等ある中での施策の展開ということで、1番の施策の展開では大きく2つ記載させていただいております。1つ目が「支えあう地域づくりに向けた支援」、2つ目が「多様な職種や機関との連携・協力による包括的なサービス提供の推進」ということで、まず①番、「支えあう地域づくりに向けた支援」、こちらは現行案ですと基本目標2に記載があったものになりますが、基本目標3に記載することによって、この106条3第1号というのが、行政において、市民の方が支えあう地域づくりを進める中で、新たな活動を始めやすいような環境の整備だとか、住民等による支えあい活動の促進、それを行政が支援するという視点が盛り込まれておりますので、今回、ここに記載させていただいた形となっております。

また、②では、下のトピックスにあるのですが、当初の、皆様に送らせていただいた骨子案の時点では②が「マルチパートナーシップ」ということでタイトルにも記載があったのですが、ちょっとわかりづらいというご意見がございましたので、今回それを日本語表記にし、ただ、マルチパートナーシップというのは非常に重要な言葉になってくるため、文中では記載させていただいて、トピックスとしても説明させていただいたものとなっております。(2)以降も同様になっておりまして、「(2)支えあいの場の拡充と支えるしくみの充実」こちらは106条の3第1項第2号に係るところで、またトピックスで第2号について記載させていただいております。こちらは、様々な主体自らが他の地域住民の抱える地域生活課題に関する相談に応じる、また、支援関係機関に対して協力を求めることができるような体制整備を行政として行わなければいけない、そういった視点となっております。

その中で、36ページ、①として「住民同士が気軽に集える場の拡充」ということで、縁側等については集まって、またそこでもいろいろと相談するという機能がありますので①で記載させていただきました。②では地域における福祉相談窓口の充実、③につきましては、地域における相談支援ネットワークの整備ということで、ただ相談を受ける場の拡充ではなく、相談支援のネットワークについても③で位置付けさせていただきました。

最後に37ページ「(3) 包括的な相談・支援体制の推進」ということで、こちらは社会福祉法第106条の3第1項第3号に係るところとなっております。こちらにもトピックスに記載がありますが、「地域住民との協力関係を築き、支援が包括的に提供される体制をつくる、また、生活困窮者自立相談支援事業を行う者や支援関係機関が、課題解決のためにお互いに連携し、支援を一体的・計画的に行う体制の整備」それが行政に求められているということが記載されています。

その中で、39ページ、「①権利擁護のための支援の充実」ということで、こちらは現行案にもございましたが、権利擁護について、中身をちょっと変えて記載しています。②も「生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進」ということで現行案にあった箇所です。最後の「③立場や分野を超えた取組の推進」と記載がありますが、藤沢型のことを暗に示している形になっています。実際に今、藤沢型地域包括ケアシステムというのは地域福祉計画の共通基盤になっているものなので、1つの施策の展開というわけではないのですが、ここにも記載することにより、立場や分野を超えた取り組みを福祉として推進していくことが重要ということで記載させていただいています。

この中で細かい修正点等ございますので、そちらについても皆さんからご意見をいただき、事務局としては並行して修正する予定です。

第2章については以上ですので、ご意見のほどよろしく願いいたします。

石渡委員長：こちらもいろいろ整備していただいて、私としてはトピックスというのがあるのがとてもありがたいです。

2章について何かご意見がおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

種田委員：第2章ですが、以前ありました2の2の「活動場、交流の場づくり」というのが2の1の「福祉団体等の活動促進」に埋めこまれた形になって、一体化したような状況になっています。その中で、福祉拠点というものの計画が進んでいるのは確かで、活動場所の整備も施策の展開に入っておりますが、今後、活動場所が整備された後は、本当に活動をどう進めていけるかということだと思っております。私どもは一般市民ですし、当事者や家族だったりするもので、そんなに活動できない状況が見えてくるのですが、そのときの活動に対する支援というのも、行政のほうに期待したいなと思う面がございます。ですから、この2の①、福祉団体等の活動促進のところに、その施策の2番、「福祉団体の活動場所の整備」そちらに「及び活動支援に」も入れていただきたいと思います。今後

とも活動を支援していただきたいというところでお願いいたします。

堀口委員：32ページ、「災害時の避難支援体制づくりの推進」のところの下から4行目ですが、「民生委員・児童委員や行政機関などとの連携を強化して」とあります。まず、そういった災害時というのは、民生委員よりも何よりも、自治会・町内会ということを出していただけたらと思うのです。民生委員・児童委員というのは地域で1人なので、やはりこれは自治会で取り組んでいただかない限り、民生員自身も動けませんので入れていただけたらと思います。

椎野委員：今、民生委員の方から避難行動要支援者というか、支援団体との連携というところで、我々、防災協としてもこの活動は一所懸命やっていて、自主防災組織も含めて465の自主防災組織が活動しているというふうになっているのですが、なかなか465が本当にやっているのかというと、大体半分ぐらいがやっているのではないかと現状認識をしています。福祉団体のほうも、私もお手伝いしながら連携をして防災面でやっているのですが、障害者団体も含めながら、それに関わるアンケートをとると「助けてくださいよ」という人がかなり少ないのです。名簿の提出をきちんとしないとわからない部分もあるので、そういうのを今度、種田さんともどうしたらいいのかというのもやっていきたいと思うのですが、市のほうと民協との連携についてここにもかなり強く出ていて、連携という言葉がいっぱい出てくるのですが、本当に連携を、何をどのようにしたら連携できるのかというのが少ないのです。民協と一緒に話してみると、本来業務が忙しくてそれどころじゃないという話が多いのですね。御所見地区のほうでも連携を一所懸命やろうとして、私もそういう話し合いをしたりしているのですが、本来業務がかなり多いのです。ですから、本当に支えあい、そういったところで連携という言葉が出てくるのですが、その中で、避難行動要支援者も毎年同じくらいの方策しかないわけですね。本当に避難行動要支援者の状況が良くなっているという数字が見えてこないのです。ですから、ではもう少し言葉を変えたらうまくいくのかということではなくて、本当に各自主防災を、我々協議会が一所懸命育てるということもありますが、本来、市がもう少しこ入れをしていかないと、この465の自主防災があって防災に関わる活動をしている、そこがなかなか難しいなと思います。もう1つの大きな原因に、自治会加入率が悪くなってきて、抜けている人がどんどん増えてきてしまっているのです。大体25%の世帯が未加入なのです。その方をどう支えるのかというのは、自治会に加入していなければ、我々のほうの情報は全く、回覧も回っていかなければ何も回っていかないのです。その人を本当に支える人が100にしたなら25%の人はもう支えられない。市がオンリーで支えていかなければいけない。自治会がそんなことは支えられないのです。名簿に載っていないのだから、誰がどのようになっているかわからないのです。その辺のことを市民自治のほうに聞きにいくと、自治会加入は強制はできないという話にすぐなってしまうのです。では、誰が加入促進をしていくのか、今の支えあい、つながる地域づくり、なかなかそういうのが大きな原因でつながっていかないのです。

だから民協と、各地区の地域づくりも含めて、未加入者も含めて、本当につながる連携とは何か、もうちょっと真剣に考えてもらわないと、私はこの方策はうまくいかないと思います。

石井委員：全くその通りで、連携、連携とおっしゃられますが、私どもの民生委員協議会、会長会でもこの件で話し合っただけではありますが、災害時の避難行動要支援の方たちを、私どもは必ず安否確認をまず先にしましょうというふうにして、それでいろいろなことが落ち着いて避難所などが立ち上がった時点で、その安否確認のリストを元に私たちは自分たちの身の安全を確保した上で行動、というふうにいわれております。本当に民生委員は地区に1人なのです。すると安否確認する方だけでも本当に大変な作業になりますし、まずは自分の身内の者も安全確保をしなければなりませんので、その協力体制という、分担を、どこをどういうふうに私どもが協力していくか、自治体の方たちはどこを担当して協力していくのか、そして、市の行政の方たちは、一番初めにやはり動いていただきたいところではあります。市の行政の方たちも自分たちの担当、地区担当もありますでしょうし、トップの方になると全体を見渡さなければならないという立場もございませぬので、本当に役割分担が見えてこない、そういうリストができて、助けてくださいとリストを提出した方も、私たちは「行かなければならないという責任はない」というふうに書かれてはありますけれど、やはり期待していらっしゃる方たちがいるということに答えていかれないのではないかと私も思っていますので、この章に関しては、本当に難しい表現になると思うし、どのように書かれていたほうがいいのかわかりませんが、そういうことも踏まえながら「協力体制」という1つの大きなくりではちょっといえないかなと思います。

堀口委員：本当に地区により、また、地区の中でも自治会により、本当に全く避難行動要支援者の取り組みをしていないところもあつたり、ものすごく進んでいて1人に対して3人の支援者がついているような自治会もありまして、本当にひとくりに言えないのですが、ちょっと最近感じたのは、3、4年前はすごい勢いでこの災害時要支援者の取り組みをしてくださるよういろいろな地区を回ったり、地域を回ったりして、そういう説明会があつたのですが、まだまだ私の在地区では自治会として取り組んでいないところもあります。最近ちょっと下火になつてしまったのかなと、そういう印象もあるのですが、そういう取り組み、活動というのはまだされているのでしょうか。

椎野委員：藤沢市の自主防災連絡協議会、14人の地区の会長さんで集まった会議体があるのですが、その中では、この避難行動要支援者というのはしっかりやっというふうになっていて、今年度も、各地区の課題、あるいは問題を整理して、今まとめ中なのです。ただ、民生委員が避難行動要支援者をサポートするのはなくて、防災協として、各地区も班長以上が安否の確認をします。御所見も今度、11日にあるのですが、それはもう班長以上がチェックマンになっているのです。そういう体制づくりはほとんどできているのです。民生委員は、高齢

者だけの名簿は持っていますが、障害者の名簿は持っていません。大体高齢者を中心とした活動が民生委員の役割のような、その範囲でやってると、私はそう思っていますけれどもね。ですから、名簿の提出をされても民生委員は高齢者だけしか持っていません。ただ、仕組みとして防災協でしっかり安否の確認をいざというときにはするのだというのは、そんなに全く、皆さんが意思をひとつにして、やっていることはやっているのですが、ただそれが完璧かというところできない地区もあるので、民生委員プラス防災協の組織がしっかりとやっていこうという方向で、今度はもう少し推進していこうかなというふうに、藤沢市の防災協でも考えていますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。ただ、2004年にこの法律ができて、避難行動要支援が東日本大震災でまた変わって、もう15～16年経って、これで今まだ全然よちよち歩きぐらいの状態なのだから、いかにこういう計画を作ってもなかなか下まで降りていかないなど。皆が1人1人、こうしよう、ああしようということにはならないなという状況があることは確かです。我々も、私も、会長として頑張りますので、もう少し皆さんのほうからもお知恵を拝借できたらなと思います。

田場川委員：2点ほど、1つは25ページ、真ん中あたりに「ボランティアの養成・活動への参加促進」とありますが、「担い手」という言葉がよく出てくるのです。この「担い手」という言葉はなかなか難しいというか、一般の人の理解が難しいような感じがするのです。というのは、実は我々老人クラブとしましても、県の連合会の主導で、今年度の事業で、**地域の新人を新地域事業**ということで「担い手養成研修」というのを今やっているのです。それを出しますと、参加者が、最初は「担い手とはなんだ」と。ボランティアの生活支援の担い手なのか、ヘルパーなのかと、そういうことになってしまうのです。我々としては「そうではないよ」と。一般的に啓蒙がしたいのであって、担い手というのは、広い意味で地域活動をするには、例えば健康づくりでいろいろリーダーシップをとってやるとか、世代間交流とか、あいさつ運動とか、見守りとか、いろいろな意味で地域活動を活発化するのが担い手だといっているわけでいっているのですよ。たまたま広辞苑なんかを開くと、担い手という言葉の1番目は物を担ぐとか単純な話ですが、2番目は中心となって物事を進める人というのが書いてあるのです。2番目の意味であって、この辺のことで、これをパッと**市民会員**に出すと、担い手というと「そんなの私は」みたいなことで感じる人が結構多いのですよ。その辺の解釈をちょっと入れたほうがいいかなと私は思います。

もう1つは、こういった福祉計画の下に、最近、特に互助というのが中心になりまして、そうなりますと、いろいろな市のパンフレットなどに載りますと、基本、地域を支えるのは自治会・町内会となっているのです。基本になる自治会の加入率を上げようというようなことで表題が出てくるのですが、単純にそんなことではだめだと、私はそう思うのです。戦後のいろいろな教育のことから、都会は特に地方から集まった人の**団体集団**ですから地縁もないし、昔のような自治

会というか、隣組のあった時代とか、地方の農村ですと、田植え時期とかには結
とって皆手伝っていましたよね。ああいうのが今なくなってしまっているの
ですね。特に都会ですと地縁もないし、ましてや20年ぐらい前までは、私も自治会
長を長くやっていたるのですが、当時の自治会の問題はごみ問題だったのです。
ごみの分別とか不法投棄とかごみ置き場とか、それぞれの自治会の半分ぐらいの
仕事はそれでした。それが今ほとんど個別収集になったり、分別もちゃんとやっ
たり、不法投棄も減りまして、自治会の仕事でごみ問題は今そんなに問題ではな
いのです。防犯面では防犯灯の維持とかやりましたけれど、今は幸い2、3年前
からLEDになりまして、ほとんど切れないようになりましたので、実を言いま
すと、自治会の仕事というのはあまりないのです。強いていえば各夏祭りをやる
とか、レクリエーション大会とかとなるのですが、それもあまり参加率は良くな
いのです。そんなことで、基本的に都会に住むところのコミュニティーづくりをど
うやるかということをもう1度回考えないと、これは進まないとは私は思っていま
す。その辺のこともこの中で、ちょっと謳うなり、検討の中に入れて欲しいなど
思うっているのです。

市川委員：長後地区の自治会連合会会長を仰せつかっておりますが、先ほど、避難行動要
支援者の対応についてのお話がいろいろありました。私は椎野さんが言われるよ
うに、法律的にはステップアップしてきているのが現状だと思います。東日本大
震災以降、個人情報の取り扱いのしかたについてもいろいろ検討がされておしま
して、これは私どもとしては非常にいいシステムというか、いい方法だなという
認識を持っているのですが、まずこの避難行動要支援者というのは、実は先日私
どものほうで藤沢型地域包括ケアシステムの説明をいただいた際に非常にそうだ
なと思ったのは、支える側と支えられる側というのは必ずしも分けるべきではな
い、支えることができる時は支える。支えられる側になるときは遠慮なく支えて
欲しいというのを言ってほしいという意味で、この制度についても、「災害が起
きた時にあなたはどのようなことを求めますか」というのを、ある基準に基づいた
対象者に事前に郵送して、それでこういう中身の話を郵送しますよというのを、
各单位自治会に流れるようにして、それをしっかり理解した上で、助けられたい
という人は、若干個人の差はありますが、自分の身体の状況を公にたくないとい
う方もいらっしゃいますので、その辺のことは民生委員の方たちの日頃のご苦
労の中でそれなりに動いていただけていると思っておりますが、それ以外の、こ
ういう災害時のことについては、自分では動けないので是非何かしてほしいとい
うのは、まず手を挙げてもらうということ、行政、我々自治会連合会としても、
そういうことを大いにPRする必要があるのではないかというふうに思っていま
す。これはなかなか、単位自治会長レベルで聞きますと、要支援者の名簿を依頼
すると、自分に何か非常に大きな責任が来てしまうということで、それ自体を受
け取らない、私ども39自治会あるのですが、7割近くがそういうことを思ってい
て、そういうのがいやだということで自治会長の責任を過剰に感じすぎると私は

思っているのですが、これは私としては、非常にいいシステムだと思うので、やはり一所懸命単位自治会の方に説明をしっかりと同時に、行政のほうにもそういうような話をしていくことが必要だと思います。確かに最近はやっと下火というとおかしいのですが、前は確かにいろいろと来ていただいて説明していただいた段階で、いろいろな質問がありましたけれど、この制度を生かすためには、今、助ける側にいる人も支えられる側になるのは決して恥ずかしいことではないし、是非そういうのを逆に情報として出していただいた上で、それを我々単位自治会、自治会連合会を含めてどういう対応をとっていくかということで、今現状で言いますと、椎野さんをご心配されているように、本当に地域と単位自治会によって対応が非常にバラバラであるというのは現状だと思います。ですから、ここについては連携を強化するという文言ですが、我々自治会もそういう意味では大いに民生委員さんとのコミュニケーションを図ってやっていく必要があるというふうには思います。他の地域の方がどういうふうに思われているかというのは、これは私にはわかりませんので、そこは行政がしっかりそういう見地でPRというか、啓蒙活動をやっていただければと思います。

石渡委員長：住民の意識ですとか、地域の特性の違いとか、地域福祉に関わる本質的な意見が、連携というキーワードと共に出てきていて、非常に難しいところなのですが、委員の皆さんから出てきたご意見に関して、事務局で何かコメントいただけることはありますか。

事務局：福祉健康総務課の日原です。ありがとうございます。避難行動要支援者の関係で、いろいろな方々からお話をいただきまして、やはり災害というキーワードが地域づくりにつながるということは皆さん共通されている考え方かと思っています。ちょっと市川委員からもこの避難行動の取り組みが下火になっているという厳しいご意見をいただきましたが、市としましてはこの4月に組織改正がございまして、防災全体、地域防災も含めて防災力を高めるということで、防災安全部というものを組織として作りまして、今までは福祉部門で取り組んでいた避難行動要支援者のことも市全体の課題として、又は自治会、自主防災組織の大きな取り組みの1つということもありまして、福祉部門から防災安全部門へ避難行動要支援者の取り組みも吸収されていったという経過で、防災安全部の中で避難行動の取り組みも含めた防災全体のことを一体的に進めるというコンセプトでやっているのですが、今日のご意見は、是非私のほうから防災安全部にきちんと伝えて、やはり地域では取り組みをやってきていただいて、椎野委員なども積極的にいろいろなお話をしていただいたのになかなか取り組みが進んでいないという現状も伝えてまいりたいと思います。もう1つ、この文章32ページに書かれているところは、少しわかりづらいところも含めて、少し修正させていただきますが、民生委員・児童委員がここに書かれている大きな用途としましては、先ほど高齢者を中心にとということで民生委員さんは取り組んでいただいているかもしれませんが、避難行動要支援者名簿というのが4年前から始まって、自治会長と同

じ名簿を民生委員さんが持つようになったのです。ですから、取り組みとして今まで民生委員さんにいっていない情報とかも、逆に民生委員さんにそれが届くようになってきたという現状がございます。そういう意味で連携というのもあります。もう1つは、民生委員さんは独自に高齢者の見守り活動をしています。その中で、日頃の見守りを災害時にもつなげていくということも含めて、これも非常に重要なことで、先ほど意見があった堀口委員のいる六会地区などは、防災の関係を含めて民生委員さんと自治会長と一緒に名簿に載っている人を回って、回ってこられた方も民生委員さんが一緒にいると、自治会・町内会でもこういうことをやっているのだということがわかって、ではこういう支援をお願いしますというようなふうな取り組みにつながっている部分もありますので、そういう意味では民生委員さんは日常活動でいろいろな方々と接しますので、それが災害時も生きてくるといふことでの連携ということを書かせていただいているのですが、災害時の活動としましては自主防災組織なのですね、椎野さんの防災協が筆頭となって中心的に進めていただいて、そこに自治会・町内会であり民生委員さんであり、場合によっては地区社協であり、いろいろな方々が防災というキーワードのもとに連携を強めていくということに関しては、今後、市としては福祉的な視点は我々が発信しながら総体としては防災安全部のほうでやっていきたいと考えておりますので、戻りますが、表現を修正させていただいて、今言った意見を踏まえながら変えていきたいと考えています。よろしくをお願いします。

事務局： 市民自治推進課の宮原です。自治会町内会の話が出ましたので、私のほうから少しお話をさせていただきます。自治会町内会の部分につきましては、今、市としては、昨年の6月ですか、不動産協会と宅建協会の方と3社の協定を結びまして、定年者に対する手続きをする際に、自治会町内会への加入促進のパンフレットを配るといふことぐらいしかできていないのが実情だと思います。今年度に入りまして、1回、町内会の皆様と意見交換を積極的にやろうといったところで取り組んでいるところですが、今さまざまな意見からご指摘がありましたように、自治会の加入率という今75%で、毎年1ポイントずつ下がっていくと、先ほどの椎野委員のご指摘の通りです。それを踏まえまして、自治会に入っていない方も25%いるといったところで、この人たちを分析してみますと、「自治会活動にまず魅力がない」といったところと、「自治会に入らなくても生活には支障がない」といふ辛らつな意見が出ているのも事実です。こうした方たちを、自治会町内会加入率というのを一定の視点としながらも、こうした方たちをどう地域で活動していただける人口に結んでいくか、これは大きな課題として市民自治推進課も捉えています。自治会町内会に併せまして、先ほど田場川委員さんから出ました老人クラブ、子ども会、これもどんどん、どんどん下がっています。特に老人クラブにつきましては、これから高齢者がどんどん増えていく状況なのになぜ下がってしまうのか、こういうところもきちんと分析をしないとイケないのかなと思います。そういったところの中で考えますと、自治会町内会、老人クラブ、

子ども会、なんというのでしょうか、ここで本当にそういった組織の再構築が実は必要なのではないかといった思いもありますし、それは、例えば藤沢も都市化が進んでいます、藤沢のコミュニティーのあり方というのも、こういった視点の中から例えばですが、先ほど触れた老人クラブの関係は、高齢者が増えているのに老人クラブの加入者は年々下がっている、それはもう、今の子ども会、老人クラブ、自治会、その枠組みが、これからの人たちのニーズに合わなくなってきているのではないかといったところも研究、調査をしながら、今後の藤沢のコミュニティーのあり方というのを、少し市民自治推進課のほうで検討させていただいて提案させていただければと思います。よろしく願いいたします。

椎野委員：そうすると、今の市民自治推進課からお話がありましたように、そういう状況があるので、私は2番の大きな項目の「お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり」この中の、「課題を早期発見し早期対応できる地域づくり」、この中に自治会加入率の促進なんかというのを是非欲しいなと思うのです。そうならないと、今の加入していない人が置いてけぼりを食ってしまって、全然だめなのです。やはり入ってもらわない以上は支えようがないのですね、地域としては。ですからこの中の「・」に自治会加入の促進がいいのかどうか分かりませんが、そこに1つ、「・」を増やしたらどうかなと思うのです。課題を早期発見、もう早期発見しているわけでどんどん、どんどん高齢者が増えていって、そういう団体も減っていってしまう、子ども会も減っていってしまう、発見をして何も手を打っていないのです。だから、そういう中身をここに入れたらどうかなと思います。

西山委員：自治会、町内会とか、老人クラブとか、たぶん住民は、必要であって面白かったら入るのです。住民は、自分にとって生活に必要なだということと、そこが面白い場であれば参加すると思います。もう1つは、我々住民というのは選ぶ自由があるのです。そことのバランスを考えることがすごく重要だと思うのです。この標語で「一人ひとりが主役」というのは、まさに僕はそういうことで提案したのです。先ほどの避難の問題とか、いろいろな難しい問題もありますが、基本は自分ですよ。自分が生きるために避難するわけですから。そこに、では行政としてどういう役割があるか、自治体としてどういう役割があるか、そのことを地域住民にきちんと知らせることが重要であって、法律があるからこれやりましょう、ではないと思うのです。そういう意味では選ぶ自由というのを基本に置きながら、必要であるか、面白いということをそれぞれの組織は考えていかなければならないし、行政はある面ではそれを取りまとめて提供していくという、そういうことが必要なのではないですかね。基本はやはり自分が生きるわけですから、自分で自分を考えるというのが重要なことで、ただ、そこに手を差し伸べなければいけない、例えばハンディキャップを持っているとか、そういう人についてはきちんとルールをつくって説伏してやっていくという。これも一人ひとりが主役で、それが理解できるから、共に支えあうということだと私は思うのです。だから、全体に言いたいのは、後で最後に言おうと思ったのですが、もっと住民、我々

も考えるということをしちんと言っていると思います。最後の資料のところになっているのですが、意見の中で、私は財政のことをもっと言ったほうがいいということを書いたのです。結局いろいろと苦労されて民生費を入れたと思うのですが、要するに、全てがもうお金ではできないから、できることは自分でやっていくと、だけれども、支えを必要なことはやっていくという、そういう仕分けをもっとしちんと、コントローラーは行政ですから、行政から発信して、我々住民がキャッチしていくという、そういうことだと思っておりますね。ちょっと散漫になりましたけれど、そういうふうに思います。

堀口委員：先ほど市民自治の方からのお話を聞いてちょっと思ったのですが、自治会の加入率がすごく低くなっていると。昔から何十年も住んでいるという方は、やはり、ほとんど自治会に入っていらっしゃると思うのですが、最近家を建てたり、引っ越して来られたり、マンションとか、そういうところの方が本当に加入されていないという方が多いと思うのです。私事の話になるのですが、6年前に娘が家を建てた時に、その不動産屋さんが、自治会に入りましょうということをおっしゃったということで、私も地域のことにいろいろ関係していますので、この不動産屋さんはすごいなと感心して、あその不動産屋さんはいい不動産屋さんだと自分なりに思っていたのですが、今、宅建関係を、皆さんそうやって自治会に入りましょうみたいな、そういうことを進めておられるという話を聞きまして、「それだ」と思って、もしかしたらその不動産屋さんも、そういう市からの働きかけで、そこに6、7軒家が建ったのですがその人たちにそういうことをおっしゃったのだと、今、わかったのです。それはすごく大きなことだと思うのです。自治会に入るとこんなメリットがある、こういうのは必要なのだということをおっしゃる、新しく建ったマンション、アパート、戸建てでも、宅建関係の人がチラシでない何かを市のほうで用意されて広めていただけたら、もうちょっと加入率が上がるのではないかなと、ちょっと今思いました。

種田委員：私は下肢に障がいがあるので、障がい児・者として活動しておりますが、その中でやはり、地域の防災が進むように、自分としても地域で活動していこうと思って、7年前に地域で活動しております。やはりいろいろ活動していく中で考えることは、その中で、民生委員の依頼も受けて、民生委員も始めて今、2期目なのでまだ4年目ですがやっています。先日も、民生委員で歩いている時に、私の隣の組なのですが、本当に役員をする人がいないというお話を聞いていて、その中で「どうしてなのですか」と、高齢者のお宅にお伺いしたときにお尋ねしていたら、加入している所帯が少ない、それで高齢者のお宅ばかり、若い所帯ももう加入していない、やめてしまったみたいな、若い所帯が入っている戸建てもあるのですが、そういう一戸建ての方も加入していない、アパートというか集合住宅もある、そんな中で、役員をする人がいないのだよという感じでおっしゃっていました。「僕が何年もやるわけにはいかないのよ」という感じでおっしゃっていて、やはり地域を担っていく町内会の組長すら段々いなくなっているという状況

があります。そんな中で本当に考えるのが、町内会費があるから入らない人もいるし、町内会の活動に魅力を感じない人もいるし、役員を担えないので、役員ができないので入っても、という方もいらっしゃる、いろいろな状況があるのですが、そんな中、本当に町内会費というのが意外とネックで、町内会費を払って、でもメリットがないみたいに考える人も中にはいるのです。町内会費をなくして、市が全戸加入にするべきだと私はいつも考えております。

それと、もう1点、民生委員の活動なのですが、私も活動を始めて4年になりますが、本当に65歳以上の高齢者所帯が増えました。ですから、高齢者調査のときに、訪問するお宅が本当に増えたのですね。今、団塊の世代がもう65歳過ぎていますよね。本当に、行ったら「2人とも65歳になったのですよ」と、でも皆様元気で「何の用もないのですが」と民生委員におっしゃる方が本当に多いです。でも、そんな方でも1年に1度は高齢者所帯なので、訪問して「お変わりありませんか」と行くのですが、その労力を考えると、もうちょっと違う、困り事のあるところ、障がいのあるところとか、あるいはお子さんで困っているところ、そちらのほうに回ったほうが効率がいいのではないかと、私は本当に思います。ですから、私は福祉団体連絡会として、民生委員の活動に、もう少し障がい者への訪問を加えていただきたいと思いますと思っています。障がい者に対してこんなに民生委員が対応していない自治体はないと私は思っているのですが。他の市町村で聞くと民生委員がどんどん対応してくださる、藤沢は民生委員が対応する高齢者の所帯が本当に多いのですよね。藤沢は人口が多いので、だからその中で高齢者というのも本当に多いのですよね。だから本当に調査のとき大変で、その方にまた調査だけではなくていろいろな場面で対応していますので、本当に大変なのです。そういう意味でも、もうちょっと民生委員のお仕事を見直す時期ではないかなと。これは民生委員の中でも出ている意見なのですが、それを見直して、もうちょっと違うところ、障がいのほうにも関わっていただきたいと、私は日々思っております。そうすると、地域の防災ももうちょっと進んでいくと思います。よろしくお願いいいたします。

石井委員：全くその通りでございますが、私どもの民生委員協議会に障がい者のリストは来ないのですね。それは、望まない方がたくさんいらっしゃるということで、私どもに来ていないのですね。ただ、自主防災組織のほうのところには、皆さん同意しますという同意書を差し上げますので、自主防災のほうに来たものが、私ども民生委員にもいただけるという、先ほどのお話にもありましたように、そういう形でしか私たちは今まで関わっていないのです。ですので、そういうことであればまた、市のほうで検討していただいて、その方への、私たちの見守りのほうに入れてくださいというような形があれば、私たちも。大変ですよ、高齢者は増えていきますし、乳幼児の方からお年寄りまでというふうな私たちの見守り体制をするようにこの頃はなっております。本当に、高齢者だけというほうが昔の考え方ではなく、引きこもりの若者の方とか、そういう方も全部対象になってきてお

りますので、本当に大変な時期になっていますので、今、市の方では、民生委員さんが活動しやすい環境整備について考えてくださるといふふうに、私どもも説明はされていますので、何らかの回答が、それなりに出てくるのを期待しております。そこら辺の関連性もお話しておきたいなと思いました。

松永委員：個別の課題もいろいろあると思うのですが、台帳の内容に少し紐づくような形で、意見を言わせていただきたいと思います。

この構成が、施策の方向性と、現状と課題、そして施策の展開という課たちでつくられている中で、現状と課題というのは、誰から見た現状と課題なのかというところが少し課題かなと思います。書きっぷりの内容からすると、行政から見た現状と課題ということになろうかなと。ここの部分では最終的に施策の展開、方向性というところを示す章なのでそうなのでしょうけれども、例えばトピックスというところも、社会福祉法の改正の内容を細切れで出されているというところもありまして、これも、見せ方もいろいろな考えがあるかかと思うのですが、僕は、この計画は誰に読んで貰うのかということ考えてみると、これ全部を見る部分に関して言えば、関係機関が中心になってくるだろうなと。そういうことであれば、もう、社会福祉法の改正はどこか1つにまとめて、概要であり、重点的なポイントを、まとめて書かれていけばいいのかなと思います。施策の方向性のところも、例えば33ページを例にとると、真ん中辺りになりますが、「(1) 住民等による支えあい活動の促進」というところがあります。それも、文言が書かれている後にカッコで社会福祉法106条云々というふうに書かれておりますので、僕はここで十分ではないかなというふうに思います。トピックスなのか、コラムなのか、そこの扱いがよくわからなくて、最後には用語説明というのも出てきて、ちょっとそこの取りあげ方の整理というのが必要なかなと思います。行政サイドからすると、法律理解というところが中心になるかと思うのですが、ここは、施策の方向性、いわゆる現状と課題から始まって、施策の方向性を示すところでは、福祉の、いろいろな分野がありますけれど、法の理解だけではなく、違う部分も大事なかなと。僕だったら、というところなのですが、先ほど田場川委員がすごくいい意見を言われていて、担い手の話をされていました。今、その、社会福祉法の改正もそうですし、「我が事 丸ごと」の中でも、担い手と受け手という話が出ていますよね。いわゆる、担い手と受け手というふうに分けるのではなくて、誰もが担い手にもなり受け手にもなり得るということです。では、高齢の方が担い手といった場合に、それはすごく短い期間で受け手にもなりうるし、場面、場面で受け手になることがやはり多いわけです。子どもの場合は、一例ですが、私が関わっているところで、外国籍の子どもへの学習支援をやっているグループがあって、親の都合で横浜に来て、言葉がたどたどしくて、言葉を学びながら、勉強も学びながら成人を迎え就職している、その若者が今度はまた現在の小学生、中学生に勉強を教えに来ている、もしくはそのお兄さん、お姉さんがそういった、勉強がわからない、日本語がわからない時期を越えて今立派に社会人に

なって、税金も納めている、それを1つのモデルとして示せるのですよね。だからまさに、受け手が担い手になったというのは、1つの例だと思うのですが、そう考えると、子どもが受けてから担い手になるというのは非常に時間がかかります。これは一概には言えないこともあります、小さい子でもボランティア活動できるものもありますし、一概には言えませんが、すごく短時間で受けてから担い手になる、担い手から受け手になる、いろいろなパターンがあるかと思うのです。その辺の考え方をどう理解すればいいのかなと思うのです。

例えば、この20年間、例えば社会福祉法ができた時もそうですが、やはりそれまでの福祉といった場合には公的福祉、いわゆる措置が中心に行われていました。社会保障が縮小されていく中で、やはりこれからは、措置から契約ということで、介護保険が始まりました。やはり今の時代の中で、それをどう見たらいいのかというのは、昔から今を見ている人は混乱するし、若い人からすると、過去を知らないから今がフォーマルなのだなというふうに見ていると思うのです。話が長くなってしまいますが、この間、別のところで話を聞いたところで、日本はこれから80年の間に人口が5千万を切りますと。一時期2億4千万の何とかという歌がはやっていた時代と違いかなりの人口減になります。今働き方改革ということでかなり定年制が延びたり、元気であれば70歳まで働いてみましようとか、いわゆる生産人口が減っていく中で、やはりその生産人口をどうカバーするかというふうに世の中流れてきているのですよね。でも働き方改革だけでは僕は不十分だと思っていて、もっと地域やボランティアであったりそこに関わる人たち、アンケートでもそうですが、生産労働を埋めようとする、やはり地域に活動する人というのは減っていくのではないかと思うのです。やはり働きながらも、生産労働人口をカバーする働き方もあり、一方で地域での活動もバランスよくやっていくということが理想なのかなと思います。社会参加というのは元気な高齢者だけを目指すのではなくて、生産労働の時期である我々自身も、地域に関わるということを考え直さなければいけないのかなと思います。この間老人会の方々と話す機会があって、「今なかなか入ってこないのですよ」「今元気だから70歳まで働きましょうという人が増えてきて」と、それはそうだと思うのです。だから60代なんてとても高齢者とはいえない時代に来ているということです。そうすると、かつては60定年で地域や老人会に入っていた人が、今は70から、70中盤から、80から地域に入ってくる、地域デビューを果たしていくという、やはりそれまでの取り組み方であったり考え方をガラッと変えていく時代に来ているのかなと思っているのです。そこですごく、トピックスとかコラムとかで施策の方向性がこうだということの間に、考え方、見方として解説的に出していく必要があるのではないかと私は思います。最終的に、では、その共助、互助のところ膨れ上がることによって共助と互助で社会が成り立つかというところではなくて、公助というところのセーフティネットというのは外すことができないというところはしっかり明記していかないと、すべて地域の課題は、住民や民生委員や自治会

や、そこでやってくださいねと、そういう話にはならないと思います。そう考えた時に、先ほどの現状と課題というのは行政と市民のアンケートだけでいいのかというところではなくて、やはりこのテーマや関わりのある人たちも含めた現状をどう見るか、そういうことの共有と、そのずれが何なのかというところを、少し、解説なりで考え方を示していく必要があるのかなと思います。

いろいろな町の計画に関わらせていただいて、町部の計画にも関わらせていただいているのですが、そこは交通インフラも成り立っていないし、買物難民は多いし、サービスは十分ではないし、でも住み続けたいという人が多いのです。だから、ヒト・カネ・モノといいながらも、カネとモノがなくても人の幸福感というのが高い町なのだと感心したところです。

26ページのアンケート結果のところにもありますが、アンケートも、多い少ないだけで評価することではないと思うのですが、ここの部分でも「参加したことがなく今後も参加するつもりはない」と言い切っているところが4割、5割近くいるところもあるということは、かなりこれは藤沢としては深刻な状況なのかなと思います。先ほど人口が5千万を切るという話で、巻末のアンケートのところでも、藤沢については人口は横ばいであるということで、これから先80年もそれがいえるかどうかということもあるし、ここ5年の間だけでも生活保護世帯が増えていますよね。700世帯、人員にして1000万ぐらい増えているということです。やはり人は変わらなくても生活困窮者は増えているところの中で、かなり施策的にも民間のほうの活動でも、強化していかなければいけない緊急事態かなと感じています。

石渡委員長：すごく地域福祉に関わる大事な視点を委員の皆様からいただいているので、私も個人的に次の予定があって失礼しなければいけない時間になっているのですが、まだ3章、4章にいけないので、委員の皆様よろしければ、30分ぐらい延ばしていただいてもよろしいでしょうか。やはり地域福祉計画という今までの記載だけでは、地域の課題は解決できないので、そういう今日のご意見等をきちんと踏まえた上で、あらためて計画をやり直さなければいけないなということは実感させられました。

私は失礼させていただきますが、この後3章のご説明を事務局にお願いして、今日いろいろといただいたところはまた、さらに練り直していただかないといけないと思います。すみませんが、副委員長さんの進行でお願いいたします。

・第3章について

・資料編について

北島副委員長：続きまして私がやらさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは第3章につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：それでは、引き続き3章についてご説明させていただきます。

時間が限られた中ということがございますので、元々は3章と資料編は別々で

ご説明するつもりでしたが、併せてご説明させていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

まず、3章、43ページをお開きください。3章につきましては「地域福祉計画の進行管理」ということで、まず、1つ目に、計画の進行管理方法について記載させていただいております。(1)につきましては進行管理ということで、PDCAサイクルのことを記載し、(2)につきましては施策の進め方、(3)には計画の見直しということで、3つ記載させていただいております。

続きまして裏面、44ページ、こちらが計画の進行管理体制ということで(1)では推進委員会ということで、本委員会、(2)では庁内連絡会議ということで、これについては先々週に開催させていただいたのですけれど、庁内の連絡委員会となっております。以上が進行管理体制となっております。

引き続き次のページからの資料編について説明させていただきます。

こちらの資料編について、まず47ページ以降についてはデータです。また、現状であったり、推移についての記載があるのですが、こちらのデータについて、10月中には最新のものが手に入る予定です。現状はまだ出ていないので、パブリックコメントまでには最新版のデータに移し変える形になります。こちらは現行のもので、また最新のものになるということだけご留意いただければと思います。このグラフの中で新たに追加したところとしては、52ページ、「(6)財政の状況」というのを今回新たに加えました。こちらは先ほど西山委員からご発言がありました通り、地域福祉を進めるにあたり、財政の視点が不可欠であるというご意見をいただきましたので、今回こちらの「民生費の推移」について記載させていただいた形です。年々増加していることがわかると思いますので、こちらに即して、財政的にも厳しく、互助の視点も重要であるということ伝えるために加えさせていただいた形です。

続きまして、右のページにお移りいただき、「2.行政区域(13地区)の状況」です。こちらでご説明させていただきたい点は、もう1枚おめくりいただいて54ページ、55ページをご確認ください。こちらにつきましては、まず54ページは、藤沢市全体の地図の中に、市役所、市民センター、ボランティアセンター、市民活動推進センターの記載をさせていただきました。この中で例えばボランティアセンターであったり推進センターは、先だっのアンケートの中で非常に知名度が低いところでしたが、地域福祉の拠点にもなる場所であるため、今回は敢えて記載させていただいた形です。右の55ページについては、13地区別の地区ボランティアセンター、地域の縁側、通いの場について記載させていただきました。ここで1点修正がございます。上から2段目、鶴沼地区ボランティアセンター「きずな」となっておりますが誤りで、正しくは「ささえ」です。お手数ですがご修正いただければと思います。こちら、13地区ごとに記載した理由としては、地区ごとに記載することによって、この福祉計画を見たことによりボランティアセンターや縁側、通いの場を身近に感じていただき、また、知名度を少しでも上げた

いと考えたものです。

続きまして、裏面の56ページから65ページ、こちらはアンケート調査結果となっております。66ページ以降はどういったアンケート調査をしたか、シンポジウム、パブリックコメントそういうものをずらっと記載させていただいております。資料編で最後にご説明させていただきたい点として75ページをご覧ください。75ページには、先ほど第1章でもご説明しました、藤沢型地域包括ケアシステムに関することを記載させていただいております。こちらは6月の市議会で報告させていただいた資料を元に記載しております。75ページには文章で将来像、基本理念、重点テーマ、76ページ以降は1つ1つ、重点テーマごとのロードマップ、進行管理表を記載させていただいております。藤沢型地域包括ケアシステムについては、地域福祉計画と非常に関連するものですので、敢えて記載させていただいた形です。

最後に83ページ、こちらは用語解説になっています。いまだに修正をさせていただいているところではありますが、本委員会終了後に正式にまとめさせていただきまして、パブリックコメントまでには正式なものにさせていただければと考えております。時間の都合で駆け足になりましたが3章及び資料編について、よろしくお願いたします。

北島副委員長：今、第3章、資料編ということでご説明いただきましたが、これについてご質問のある方はお願いたします。

市川委員：52ページの民生費の推移の単位なのですが、これは百万円ですか。そうすると、1398億8400万円ですか。ちょっとおかしいですね。たぶん千円単位だと思うのですね。これはちょっと、単なるミスだと思うのですが。これは年度ごとの民生費の推移ということですよ。もう1点は、資料編の最後のほうで、用語解説のところでは消されているところの意味あいなのですが、これはどうして消されているのかということなのですが、特に85ページの、藤沢市災害救援ボランティアセンターというのは、こちらの文言にも入っているにも関わらず消されているので、どういうことかなと疑問に思いました。

事務局：ご質問ありがとうございます。先ほどの民生費の単位のところは確認して修正してまいりたいと考えています。

用語解説の部分ですが、斜線については記載しないというわけではなくて、内容を現状と合わせる内容に変更していくという意味で、事業名まで消されているので混乱を招いてしまい申し訳ございません。

北島副委員長：それ以外に何かございますでしょうか。

片山部長：先ほどの単位なのですが、説明が不十分で、これは市の一般会計の事業が1390億、その枠の中で福祉関係がどれぐらいかということで、民生費の推移と書いてあるのがわかりづらくて申し訳ないのですが、例えばこれでいくと28年度の枠で上から3番目、およそ100億、という感じで、一般会計です。福祉以外も含めて合わせた市の一般会計予算の総額が1390億です。わかりづらくて申し訳ありま

せん。

北島副委員長：ありがとうございます。それ以外にありましたらお願いします。

松永委員：2020と比較して、進行管理のところなのですが、前だと、進行管理のスケジュールとか、少し見える化に工夫されていたと思うのですが、それが減っていることが1点、それと、用語のところの、これもさっきの諸質のところだとかトピックスというとりあげ方なのか、本とかだと脚注みたいな形で、欄外一番巻末にとりか、章のところにもまとめてという載せ方もあるのですが、その辺、一番最後にまとめる整理がこれから必要なのかなということです。いろいろとこれは出てくると思うのですが、地区社協と藤沢ボラセンと、あんしんセンターが出ているけれど、肝心の社協が入っていないということで、社協は入れたほうがいいのかと思うところ。あとは民生委員とか、いわゆるヒト・カネでいうとそういった部分、いわゆる、知っていて当たり前みたいなところでも、民生委員共同募金など、そういったものについても用語に入れておくほうが丁寧かなと思います。

事務局：ご指摘ありがとうございます。まず、P D C Aサイクルの評価についてはさらに肉付けを進めまして、進めてまいりたいと思っておりますので、この表現だけで終わるといったことはないとということだけご説明させていただきます。その後の、文言の整理の部分、資料編、用語解説のところについては、今回すべて計画の流れの中で読んでいただく中において、少しわかりにくい表現かなというのを補足するためにトピックスとして入れさせていただきました。先ほど、松永委員からコラム的な部分も必要ではないかとか、あるいは用語解説の部分とかの整合性というところももちろんございますので、そこは全体を総括的に考えていく中でしっかりバランスをとって、混乱を招かないような形で整理を今後すすめていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

椎野委員：資料4の中に、目標と方向性と施策の展開があります。この中にP D C Aのプランの目標、この施策の展開の中に目標値は入れられないのですか。ここで一目瞭然に見えたほうがいいのかと思います。あるいは管理特性を何にしたのか、どうなのかということ、資料4のほうに、計画の進行管理方法にP D C Aを加えるのだよとあるのですが、資料4の中に、施策の展開の中で、この施策の内容が書いてあるのですが、そこの中に、管理特性と、管理特性の中の目標値を入れたらどうですかという質問です。どこかに目標が入らないと、ただ、やるぞ、やるぞだけではよくわかりません。

事務局：今、お話しいただいた、例えば施策の展開ごとに目標値を設定することができるかとか、そういった部分はあります。事務局のほうで、P D C Aサイクルを強化していくにあたって、この地域福祉計画自体が、どれだけいわゆる地域福祉が醸成したのかとか、発展してきているのかとか、住民同士のつながり合いが濃くなってきているのかとか、いろいろそういった考え方はあると思うのですが、そういったところが、また個別の事業の目標値を設定することで、その値が伸びたからといって、果たしてそれで地域福祉が進んできたといえるかどうかは難し

いと思っているのです。しかし、地域福祉を進めるための計画ですので、地域福祉計画2020が、どれだけ地域福祉の計画に基づいてやっていくことで地域福祉が発展してきているかという部分を少しわかりやすいような形でPDCAサイクルの中に載せようと検討は進めているところです。例えば個別事業の目標値を設定できるかどうかというところまでは、ちょっと持ち帰らせて検討させていただきたいと思います。

椎野委員：ですが、目標がないというのは何かやりがいがないですね。こういう間接的なことだから、生産工場でやっているのとは異なるとは思いますが、そのレベル、物差しがないというのは一番やりがいがないではないですか。施策を挙げておいて目標がないというのと同じではないでしょうか。

事務局：おっしゃることはもちろん、重々承知はしているところでございます。実際、では、自治会の加入率が上がるのが100%地域福祉の向上につながっているのかという、また違うお考えの方もいらっしゃるでしょうし、ですので、個別事業の範囲でこの数値が上がるのが果たしていいのかどうかというところの部分を、結局どこまで細かく書けるかということが、今、事務局で精査させていただいているということです。

椎野委員：ですから、私は細かくではなくて、大きな目標で、狙っていくところがどの辺のレベルなのかということは、何かこう、定量値で表せるところは表したほうがいいかなと思うのですね。だって何も無いのでは、これをただ、結果を出したときに、何の数字が良くなったよというのがある程度ないと、評価しきれないのではないのでしょうか。ただアンケートをとって、いいよ、いいよ、といったからいいのかと、それもおかしいと思うのです。何が良くなったのですかというのが見えなければ。まあ、この中でこれからいろいろなことをやっていけば、これをやった、あれをやったというのが見えてくるでしょうが、ただ、数字に表せるところは数字を使ったほうがいいかなと思うのです。啓発運動をやって、今おっしゃるように、何枚もチラシを作って、100枚作ったからそれがよかった、100枚という数字を使うのか使わないのかの議論になってしまうから、だけど、啓発でいいチラシをどんどん作っていくのだとしたら、やはりどういう内容のチラシを作ったから効果が上がったのかなというのが出ないと、ただ発行して市民に配ったというのでは何の効果も何も見えなくなってしまうのではないのでしょうか。ですから行政がやるこういう目標と、企業がやる目標とは、当然私は違うとは思いますが、行政がそういうところが弱いのではないですか。だから、大体包括的に全体を見て、「これが良くなったんじゃないか」ぐらいで評価をしてしまうのではないですか。

事務局：ありがとうございます。もう少し具体的にお話をさせていただくと、個別事業の全ての目標値を設定するのは結構難しいかと考えております。例えばその中でも、例えば「住民等による支えあいの活動の促進」というところがあるのですが、それがどれだけ進んだかということを考えるにあたって、例えばそれが縁側

の利用者さん、あるいは地域の中で展開しているそういった団体さんといった、見えるものはある意味住民活動が少し底上げされているし、そこに集まる人がたくさん増えていけば、ある意味住民等による支えあい活動が進んでいるということだろうと。そういった部分を、いくつかの事業をピックアップして、施策の方向性なのか、基本目標なのか、それぞれがどれだけ進んでいるかというところが、事業ベースで見えるようにできるのだろうと思うのです。それが、どの事業に目標値を定めてというところを今精査させていただいているところなのです。椎野委員のおっしゃる通りで、もう少し地域福祉がどれだけ進んでいるかということ、市民の皆様にはわかりやすく、あるいは見やすく、PDCAサイクルの中に載せていきたいということは考えているところです。

椎野委員：ですから、データベースで、ただ、今、現状を把握したデータベースが非常に多いわけですね。これまでやってきたのがどれくらい良くなった、あるいはやってきたのだけれどこれが悪くなってしまったというのは、ちっともこのデータベースの今の説明の中には入ってないわけです。人口が多くなった、少なくなった、それだけのことで、それではちょっと違うのではないかなと私は思うのです。本当に見直しをした要因、原因は何だったのですかと聞かれたときに、即答できないと思うのです。大まかにでも評価をして、今回の見直しをしているのですから、確実な数字を使っての話ではないし、本当に数字に近い状況がわかって見直しをしたわけではないし、ただ説明いただいたように、仕組みが違ったり、社会の仕組みの中で、決まりのそれをやれよ、これをやれよというのが決まったものを、社会状況が変わったからこうしましたというほうが多いわけですよ。ケアの仕組みなんかは大体そうですよね。これまであまりなかったのをこうやるのだという国の政策が決まったから藤沢型に置き換えてやったのだと、そういうことだけなのです。市民の努力でこうなった、各団体の努力でこうなったという評価の物差しがないのですよね。それで市民にやれやれといっても無理ですよ。例えばこの中の、災害時避難行動要支援者などは、今まで465あったのだけれど、その半分しかやっていなかったのだと。それが、今度は7割ぐらいに増えた、350ぐらいにやるようになったと、そういう数字があったほうが張り合いになるのではないかと思います。そういう数字が何もなくてやれやれといっても無理なのではないですか。

事務局：最初にご質問いただいた内容は、計画の進行管理に関する部分、PDCAサイクルのところ、何かしら目標値を設定したほうがいいのではないかと内容だったと認識しています。そこに関しては、これまでいわゆる地域福祉計画がどうやって進んできたかという部分は、例えばある程度の目標値があったというわけでももちろんございませんし、この現行計画に載っているわけではございません。

今回の計画の改定にあたっては、いわゆる地域福祉がどの程度進んできているのかということがある程度見えるような事業については、もちろんこの中に数値

まで、目標値も含めて入れていきたいと考えています。ただ、全ての事業について目標値が高くなったほうがいいのか、それとも横ばいがいいのかというのは事業ベースで異なるものです。ですので、その中において、どこの事業をとっていつ載せれば、この計画自体が進んでいる、地域福祉が進んでいるといえるか、というところを、今、事務局で精査していますので、そのところは事務局のほうでは前向きに進めているということをご理解いただければと思います。

椎野委員：わかりました。では、あるべき姿に向かって計画を組んだのだから、あるべき姿に近づいたものもあれば横ばいのものもある、というような評価にすればいいということですね。あまり数字まで捉えてがむしやりにやらなくてもいいということですね。

片山部長：数字を捉える必要があるものは数字を捉えていったほうが良いと思います。定量的なものと定性的なものがあるので、それはさっき言いましたが、地域の縁側なりが、これだけ皆さんが頑張っていていただいて増えてきている、それは1つの指標になってきますよね。

椎野委員：ただ我々は一所懸命真剣にこれをやろうとして、地域に下ろして今も活動しているわけです。ですから、少しでも目標に近づいたなというようなものになるよう、PDCA管理をしていきたいという気持ちだけをお伝えしたので、結構です。

片山部長：進行管理シートを議論いただいて、あったではないですか。

椎野委員：でもあれも、なかなか委員が評価するというのはけっこう数字がないのだから難しいですよ。

北島副委員長：それでは、事務局のほうで検討していただいて、進めていただきたいと思います。それ以外にいかがでしょうか。

では、第3章と資料編につきましては説明を終わらせていただきます。

それでは、③の今後の流れについてお話をさせていただきたいと思います。

③今後の流れについて

事務局：引き続きまして、資料5を使いまして、第3回推進委員会以降の流れについて説明させていただきます。

右上に資料5と書いてあるA4の紙をご覧ください。こちらが本委員会終了後の流れとなっております。まず一番上に10月30日月曜日、ということで、こちらで中間案に対する意見聴取をさせていただくということになっております。こちらが終わりましたら、この後、今回の委員会で皆様からいただいたご意見を踏まえまして、修正をさせていただきます。修正をさせていただく中で、今回委員会で出たご意見をももちろん反映させていただくのですが、皆様が帰った後に修正すべき点等お気づきのこともあるかと思っておりますので、そういった場合にはこういった手段でも、お電話でもご郵送でもご来庁でも構いませんので、できれば今週中にそういったご意見をいただくと幸いですので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。そういった意見を踏まえて、中間案を修正させていただきます。

11月13日から中間案に対するパブリックコメントを開始する予定になっております。こちらのパブリックコメントは12月12日まで約1ヶ月間行うこととなっております。こちらのパブリックコメントに関することとしまして、机上配付いたしました、右上に参考と書いてあるA4の紙をご準備いただければと思います。こちらはあくまで案の段階ですが、「中間見直し版の作成にあたりパブリックコメントを実施します」ということで、まず、表面に概要、提出方法等の記載がございまして、裏面にお名前、ご住所、区分、その下にご意見をいただくという形で、市民の皆様からご意見をいただければと考えております。こちらにつきましては、当然委員の皆様につきましても何かおっしゃりたいことがございましたら、ぜひともお願いできればと思います。このパブリックコメントを踏まえて、12月の定例会で中間案を報告させていただくこととなっております。12月の定例会の報告内容につきましては、時間的にパブリックコメントの内容を反映することができませんので、今回の委員会終了後のものを報告させていただく形となっております。またその委員会報告後に、パブリックコメントにつきましても意見を集約し、こちらも全て反映させて最終案を事務局で作成させていただきます。その最終案につきましては、1月の中旬から下旬に予定しております、第4回の推進委員会にて、ご報告をさせていただきます。再度委員の皆様からご意見をいただければと思っております。こちらの最終案につきましては、2月の定例会にて報告をさせていただき、3月下旬に印刷、発行という形で現在予定しておりますので、よろしくお願いたします。また、下には表もございしますので、合わせてご確認くださいと思います。

資料5及びパブリックコメントの資料につきましては以上です。

北島副委員長：はい、ありがとうございます。これにつきまして何かありますか。

松永委員：もう1度確認になるかもしれませんが、今のお話だと、パブリックコメントに我々も書いていいということなのですが、私は横浜在住の横浜勤務なので、書いていいものかどうかというのがあります。そうすると、委員の人などもパブリックコメントに12月までの間に書いていいのかいけないのかということ、逆にその場合、パブリックコメントが始まるまでの間に、今日は駆け足でというところがありました。この内容について気付いたことがあれば、直前にも委員からの意見を希望されていくのか、そして、最後に、第4回の委員会でというところは、報告・確認ということですか、それともそこでもまた意見を聞かれるということになりますか。2点確認したいと思います。

北島委員長：事務局お願いします。

事務局：ただいまのご意見につきまして、委員の皆様をお願いしたいところは、パブリックコメントの前の本委員会終了後から、今週木曜日までに、もう一度ご確認いただきまして、そこでご意見をいただくということ、まずお願いさせていただければと考えております。

事務局：また、パブリックコメントの対象ということですが、あくまでもこの委員会の

委員としての、委員のお立場で反映させたいというご意見については今週までということにさせていただいて、こちらにあるパブリックコメントとしての意見を提出できる方ということになりますけれど、事業関係者、及び利害関係者ということを含めまして、パブリックコメントの対象となる意見を言える方の立場としてご意見があるという場合は、それとは別に、個人として、事業者としてのというご意見を、別途パブリックコメントという形でいただければと思っていますので、そういった区分でお願いしたいと思っています。

あと、4回目の委員会の時のこちらでのご報告のしかたということになりますが、この段階ではパブリックコメントの状況ですとか、それを反映した事務局案として最終的なもの、あるいは、12月の議会もありますので、議会のほうからいただいているご意見等を反映した形でも、最終的な姿としての地域福祉計画というものを、確認をいただくということになりますので、この、下旬のところではそういった、そこまでのご意見を反映させタ最終案に対し、もう1度ご意見をいただきたいと思っています。ただ、この場面では、相当ここまでいただいたご意見については反映させていただいていると考えておりますし、この場面では、その後いただいたご意見への反映のさせ方という点に絞ってということになるかと思いますが、ご協力をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

北島副委員長：松永委員、よろしいでしょうか。

松永委員：はい、結構です。

北島副委員長：ありがとうございます。何かそれ以外にご質問はございませんか。

片山委員：似たようなことだったら申し訳ないですが、藤沢市が地域包括ケアシステム推進室というふうに大きく組織が変わったということについてと、この計画はとても密接なことだと思うのですが、それについての説明はこの中にはないというように読めたのですが、記載する必要はないのでしょうか。

片山部長：そうですね、そういう意味では地域福祉計画に限らず、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画全てに関わってくることだと思うのですが、行政としての執行する体制、そこは非常に重要ではありますが、行政計画の中に敢えてそれを説明的に載せる必要はどうかということで、載せてはいません。そういったご意見がもしあれば、何かしらそういう形で、先ほどの藤沢型包括ケアの資料を添付しておりますので、そういう組織体制を強化しているという、行政側のアピールになってしまうかなという気がしますが、載せることは不可能ではないです。敢えては載せていない、ということなのですが。載せたほうがいいですか。地域福祉計画だけではなく、他の計画もすべてそれは同時的にやるようになってしまいますけれども。敢えて計画書の中にまでは載せなくてもという感じはしますが。

片山委員：ただ、いろいろ別々にあったものがつながっていく、先ほど連携の話がありましたけれど、特にこれから違うところはそこなのだろうと思います。そうで

あるなら、やはりあるほうがいいと思います。こう変わったというところを説明してもいいのではないかと感じました。

片山部長：ありがとうございます。確かに今回の社会福祉法の改正も、先ほど松永委員のトピックスの話もありましたが、非常に画期的な改正なので、ここは行政にある程度マネジメントの責務をしっかりと明確に課していく、そういう意味からすると、地域の方に丸投げするのではない、地域の方が地域でやっていくことをお願いする以上、それをしっかりと支える責任を取りなさいというのが、先ほどトピックスのところに出てきている条文の解説みたいなものなのですね。だから敢えて載せさせていただいているというところもありますので、そういう意味で、どこまで行政が責任を取ってやっていきますということを、どこまで色を出すかというところになってくると思います。ちょっと今のお話は受けとめさせていただいた上で検討させていただきたいと思います。

北島副委員長：よろしく御願います。

松永委員：一番自然な形とすれば、43ページ、44ページの進行管理体制で、庁内の会議をもたれているということ、そのイニシアチブを市側がやっていくということになるので、そこは行政の姿勢として出していくというのもありかなと思います。

北島副委員長：ありがとうございました。その他ご質問がないようでしたら、議事としては事務局のほうにお返ししますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

8. その他

9. 閉会

事務局：途中から北島副委員長に進行いただきまして、ありがとうございます。

事務局からは特にその他はありませんので、だいぶ時間を延長させていただいて、活発なご議論、ご意見をいただ戴いたしました。これを受けまして、今後のスケジュールを先ほどご説明させていただきましたけれど、今週までに、今日のいろいろなお話を聞いた中でまた思いついたこと等ありましたら、ご意見をいただいて、最終的な形にさせていただきたいと思っています。

本日は長い時間、ありがとうございました。

以 上